

平成18年第2回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成18年6月23日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告について
- 日程第3 議案第52号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第53号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第54号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第55号 本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第56号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第57号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第58号 本巢市糸貫ぬくもりの里条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第59号 本巢市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第60号 本巢市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第61号 根尾生活支援ハウスほか14件の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第63号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第64号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第65号 平成18年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで

追加日程第1 発議第4号 道路特定財源制度に関する意見書について

追加日程第2 発議第5号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」並びに「質屋営業法」の改正を求める意見書について

追加日程第3 委員会の閉会中の継続審査の申出書について

出席議員（20名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
3番	鏑本規之	4番	臼井悦子
5番	高田文一	6番	高橋勝美
7番	安藤重夫	8番	道下和茂

9番 浅野英彦
11番 村瀬明義
13番 瀬川治男
15番 上谷政明
17番 大西徳三郎
20番 遠山利美

10番 中村重光
12番 若原敏郎
14番 後藤壽太郎
16番 大熊和久子
19番 高橋秀和
21番 鵜飼静雄

欠席議員（1名）

18番 戸部 弘

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	助役	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
総務部長	土川隆	企画部長	宇野利数
市民環境部長	杉山勝美	健康福祉部長	島田克廣
産業建設部長	服部次男	上下水道部長	林賢一
教育委員会			
事務局長	堀部秀夫	林政部長	藤原俊一
代表監査委員	三田村晃司		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内博	議会書記	杉山昭彦
議会書記	川口直紀		

開議の宣告

○議長（上谷政明君）

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号7番 安藤重夫君と8番 道下和茂君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告について

○議長（上谷政明君）

これより日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、総務企画委員会からの報告をお願いします。

総務企画委員会委員長 瀬川治男君。

○総務企画委員長（瀬川治男君）

報告いたします。

6月15日の午前9時から、本庁舎第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席し、説明のため内藤市長、高木助役、守屋収入役、土川総務部長、宇野企画部長、藤原根尾総合支所長ほか関係職員の出席を求め、付託案件6件と審査案件1件について慎重に審査いたしました。初めに付託案件、議案第52号から議案第57号と審査案件、議案第63号について審査を行いました。

以上、御報告いたします。

○議長（上谷政明君）

次に、文教福祉委員会からの報告をお願いします。

文教福祉委員会委員長 高橋秀和君。

○文教福祉委員長（高橋秀和君）

議長の命により、文教福祉委員会の報告を申し上げます。

去る6月16日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。委員会には委員7名と議長が出席し、議案説明のため内藤市長、高木助役、守屋収入役、高橋教育長、堀部教育委員会事務局長、島田健康福祉部長、杉山市民環境部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件2件と審査案件2件について慎重に審査をいたしました。初めに、健康福祉関係の付託

案件、議案第58号、議案第61号と審査案件の議案第63号、続いて市民環境の審査案件、議案第63号と議案第64号、続いて教育委員会関係の審査案件、議案第63号について審査を行いました。

以上です。

○議長（上谷政明君）

次に、産業建設委員会からの報告をお願いします。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員長（中村重光君）

産業建設委員会からの御報告を申し上げます。

6月15日午後1時30分から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催させていただきました。委員会には委員7名と議長が出席し、議案説明のため内藤市長、高木助役、守屋収入役、服部産業建設部長、林上下水道部長、藤原林政部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件2件と審査案件4件について慎重に審査をいたしました。初めに、産業建設関係の付託案件議案第59号、議案第60号と、審査案件、議案第63号、続いて、林政部関係の審査案件、議案第63号に続いて、上下水道関係の議案第63号、議案第65号に続いて議会関係の審査案件をいたしました。一つ、道路国定財源制度に関する意見書、一つ、出資法の上限金利の引き下げ等に関する意見書。以上について審査を行い、その後、現地視察を行いました。以上でございます。

日程第3 議案第52号から日程第9 議案第58号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第3、議案第52号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第8、議案第57号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第52号から議案第57号までについては、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 瀬川治男君。

○総務企画委員長（瀬川治男君）

総務企画委員会に付託されております議案第52号から議案第57号の審査の報告をさせていただきます。

議案第52号 本巣市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、通勤時の補償適用の範囲を拡大することについての改正等でありますと説明がございました。

議案第53号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についても、議案第52号と同様に通勤時の補償範囲の拡大をすることについての改正等でありますと説明がございました。

議案第54号 本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、職員の早出、遅出勤務対象職員の範囲の拡大についての改正でありますとの説明がございました。

議案第55号 本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、議案第52号、及び議案第53号と同様に通勤範囲の改正であります。

議案第56号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、分団長、副分団長の退職金を一律 2,000円上げる改正でございました。

議案第57号 本巢市税条例の一部を改正する条例については、質疑はございませんでした。

以上、議案第52号から議案第57号まで全会一致で原案の通り可決するものと決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（上谷政明君）

議案第52号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであり、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第52号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第53号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであり、本案を原案のとおり可決する

ことに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第53号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第54号 本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであり、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第54号 本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第55号 本巣市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであり、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第55号 本巣市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の

一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第56号 本巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであり、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第56号 本巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第57号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであり、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第57号 本巣市税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第58号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第9、議案第58号 本巢市糸貫ぬくもりの里条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第58号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 高橋秀和君。

○文教福祉委員長（高橋秀和君）

それでは、議案第58号 本巢市糸貫ぬくもりの里条例の一部を改正する条例についての報告をいたします。

議案第58号については、糸貫いきいきセンターの事業として、3項目のうち、社会教育及び文化に関することという項目は、社会福祉協議会の本来の事業にはないが、指定管理者の指定として、そのあたりの整合性は問題ないかとの質問に対し、担当課長から、指定管理者の業務は、施設そのものの維持管理業務、舞台音響等の管理、利用に関する利用受付及び許可の交付が主な内容である。このため、糸貫いきいきセンターの事業とは直接関係がないため、差し支えないとの答弁でした。また、財団法人と社会福祉法人を指定管理者に指定する場合との違いがあり、指定管理者制度を市が導入した場合、どういう形で適用したかを明記する必要があるのではないかとの質問に対し、担当課長から指定管理者制度とは、施設の管理を実質的にどこが管理をするかどうかが分岐点になる。委託管理のままだでも、指定管理をする必要がある場合と施設運営まで入る場合も指定管理方法があるので、どうするかは条例に明記するとの答弁でした。委員からは、全国の例を見ているときまざまな例があるため、お互いに研究していく必要があるのではないかという発言がありました。

委員会では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので御報告いたします。以上です。

○議長（上谷政明君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであり、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第58号 本巢市糸貫ぬくもりの里条例の一部を改正する条例に

については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第59号及び日程第11 議案第60号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第10、議案第59号 本巣市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例についてと、日程第11、議案第60号 本巣市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第59号と60号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員長（中村重光君）

議案第59号 本巣市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例については、改正案の5項に農業生産者組織の代表について、女性の代表をとという質問がありましたが、部長からは、全体の中で、今後考えながら進みたいという御答弁でございました。

議案第60号 本巣市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんでした。

以上、議案第59号と議案第60号は全会一致で、原案のとおり可決するものと決定いたしましたことを御報告申し上げます。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

議案第59号 本巣市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであり、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第59号 本巣市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第60号 本巣市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより議案第60号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第60号 本巣市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12 議案第61号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第12、議案第61号 根尾生活支援ハウスほか14件の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第61号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 高橋秀和君。

○文教福祉委員長（高橋秀和君）

それでは議案第61号 根尾生活支援ハウスほか14件の指定管理者の指定についての報告をいたします。

議案第61号に対して、質疑はなく全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しましたので報告いたします。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第61号 根尾生活支援ハウスほか14件の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 議案第63号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第13、議案第63号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第63号については、各常任委員会に審査をお願いしてありましたので、各常任委員長より審査の報告をお願いします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 瀬川治男君。

○総務企画委員長（瀬川治男君）

報告いたします。

議案第63号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務部に属する予算及び他の委員会に属さない予算については、消防車が炎上した件については現在業者と協議中であり、再度交渉をしている状態で、20日の全員協議会でその結果報告をしたいという話が出ました。消防車については、他に同時期に購入されたものはないかとの質問に、糸貫方面隊に同機種が1台あるとのごさいました。同様の事故が起きないように注意してほしいという意見。職員の時間外手当は、当初予算を組むに当たり、どのような基準で計上しているのかとの質問に、職員給与の6%を時間外手当として計上しているとの答弁でございました。

委員会では、以上のような審査内容でありましたことを御報告いたします。

○議長（上谷政明君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 高橋秀和君。

○文教福祉委員長（高橋秀和君）

それでは御報告を申し上げます。

議案第63号について、健康福祉部、市民環境部、教育委員会関係に属する予算について審査をいたしました。

直接、予算に関係する部分についての委員会の質疑はありませんでしたが、先ほど全員協議会で

お話がありました学校給食センターの用地についての質疑があり、全員協議会で報告をするという形の内容でありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員長（中村重光君）

議案第63号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設部に属する予算については、災害の工事箇所の現在の状況について質問があり、部長から、土砂等について除去してあるとの御答弁でございました。引き続き議案第63号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第1号）のうち、林政部に属する予算については、上大須の災害現場は農業用水が通っているため、できるだけ早くお願いしたいとの質問に、担当部長から、側溝の土砂の対策について、十二分に注意をしながら工事を進めたいとの御答弁でございました。

続きまして、議案第63号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第1号）のうち、上下水道部に属する予算については、質疑はありませんでした。

委員会では以上のような審査内容でありましたことを御報告申し上げます。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

以上で、各常任委員長からの審査の報告を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[8番議員挙手]

8番 道下和茂君。

○8番（道下和茂君）

17ページの教育費の関連質疑をさせていただきます。御存じのとおり、根尾地域で例年行われる宗次郎のオカリナコンサートにおきましては、子供達の、中学生の教育、また中学生がいろいろ社会施設へ出かけては演奏をしているということで、大変教育振興には役立っておると私は思います。また観光面におきましても、数十年来続いておりまして、本巢市を広くアピールをされておることは御承知のとおりでございますが、この宗次郎を本巢市の文化観光大使として任命するような考え方が市長におありか、お伺いしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

ただいま道下議員から、文化観光大使を宗次郎さんをお願いしたらどうかという御質問でございますが、先ほどの全協でも申し上げましたように、もう14年もこの根尾の淡墨サマーコンサートを行っていただいている方ですし、世界的にも有名な方でございますので、御提案の趣旨につき

まして、まずは宗次郎さんにお話をしまして、御理解をいただく中で、多分いただけると思うんですが、今年のコンサートの折にでも、早速御任命の証をお渡しできるような段取りをしまいたいと思っていますのでよろしくお願いたします。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

ないようですのでこれで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって議案第63号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14 議案第64号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第14、議案第64号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第64号については文教福祉委員会に審査をお願いしてありましたので、委員長に審査の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 高橋秀和君。

○文教福祉委員長（高橋秀和君）

それでは議案第64号について報告いたします。

議案第64号については委員会では質疑がありませんでした。以上です。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案64号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15 議案第65号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第15、議案第65号 平成18年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第65号については、産業建設委員会に審査をお願いしてありましたので、委員長に審査の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員長（中村重光君）

議案第65号 平成18年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）については、委員より、木知原の施設は何年経過しているのかの質問に対し、担当部長から、約40年たっているとの御回答、また文殊地区下水道処理場へも簡易水道から送水しているのかの質問に、これも担当部長から、本巢簡易水道から送水しているとの御回答でございました。

委員会では以上のような審査内容でありましたことを御報告申し上げます。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

7ページに工事請負費で施設改良工事、その説明は長谷の老朽したところの布設がえということであっておりましたが、新年度が始まってそんなにたたない段階で、こうした老朽化した部分の布設がえというのが出てくるということなんで、その事情をもう少し細かく説明していただきたいと思えます。

○議長（上谷政明君）

上下水道部長 林 賢一君。

○上下水道部長（林 賢一君）

それでは説明をさせていただきたいと思えます。

配水池にある配水管につきましては地下埋設物でございます。そうしたことによりまして、どうしても配水管の状況が不明ということで、この5月の連休におきまして、この配水管から漏水がご

ございました。そのときに配水管を調査させていただいたところ、どうしても交換をしていかなければ、まだ今後も発生する恐れがあるということで、今回補正をお願いさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

5月の連休に発見したということで、応急処置をされて漏水はとまっているという状態ですか、今は。

○上下水道部長（林 賢一君）

現在はとまっております。

○21番（鵜飼静雄君）

はい、結構です。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第65号 平成18年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩します。資料を配付しますので10分間ほど休憩いたしますので、11時半から再開いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

お諮りします。

お手元に配付してありますように、発議第4号 道路特定財源制度に関する意見書についてと、

発議第5号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」並びに「質屋営業法」の改正を求める意見書について日程に追加し、追加日程第1と追加日程第2として議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第4号 道路特定財源制度に関する意見書についてと、発議第5号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」並びに「質屋営業法」の改正を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第1と追加日程第2として議題にすることを決定いたしました。

追加日程第1 発議第4号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

追加日程第1、発議第4号 道路特定財源制度に関する意見書についてを議題といたします。

発議第4号について、提出者の説明を求めます。

提出者、8番 道下和茂君。

○8番（道下和茂君）

それでは、発議第4号 道路特定財源制度に関する意見書についての提案説明をさせていただきます。

道路特定財源制度に関する意見書についての提案説明、本来なら読み上げるのが本旨でございますが、要点説明で終わらせていただきます。

道路は最も重要な生活関連社会資本として、住民の日常生活や経済・社会活動を支えるものであります。本市においては、大規模商業施設や優良企業の進出など、市街地開発が急激に進む中、さらなる道路整備が急務であり、道路特定財源の確保は必要不可欠であると考えます。

国においては、昨年からは道路特定財源を一般財源化する動きが活発化し、本巣市議会でも昨年9月の定例会において一般財源化することなく道路特定財源制度を堅持する旨の意見書を採択し、国の関係機関に提出したところであります。

その後、政府において昨年12月9日に「道路特定財源の見直しに関する基本方針」が示されました。

内容については、今後、経済財政諮問会議における歳出・歳入一体改革の議論の中で、納税者に理解を得つつ、一般財源化に向けた具体案を検討するというところであります。

遅れている地方道路の整備に支障を来すことのないよう、本巣市議会としまして引き続き道路特定財源の堅持と道路整備の充実を関係機関に求めていくよう、再度意見書を提出するものであります。どうか御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

本件については、これまでたびたび議題に上り、そのつど質疑をしまいにしましたので、今回はその質疑はやめまして、見解だけ申し上げ、反対討論といたします。

私たちは、基本的には一般財源化するべきものと考えております。その理由は、第1に約6兆円の道路特定財源が、本当に住民、国民にとって必要な道路にきちんと全額回されていくのであればまだしも、そうでなく、無駄な道路に湯水のようにお金を使われているという現実、そして二つ目にはこうした車社会の中で環境の悪化あるいは交通事故とそうした社会的な影響も多分に生まれてきています。そうしたところにも当然お金を使うべきではないかと考えています。そうしたことから、今までのような形の道路特定財源については正しくないというふうに考えており、反対を表明するものであります。以上です

○議長（上谷政明君）

原案に反対者の発言がありました。原案に賛成者の発言があれば、許します。

[挙手する者あり]

14番 後藤壽太郎君。

○14番（後藤壽太郎君）

賛成討論をさせていただきます。都会においては道路も十分整備されておりますが、今、この岐阜の現状、また本巣市の原状においては、東海環状道等におきましても、早く早くと言いながらなかなか進まない現状であります。この我々岐阜県を見ますと、必ずやこれは早期着工し、早期解決をしていくものと思っておりますので、特定財源を必ず堅持していただきたいと思っております。よって賛成をいたします。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。

発議第4号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、発議第4号 道路特定財源制度に関する意見書については原案のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程第2 発議第5号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

追加日程第2、発議第5号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」並びに「質屋営業法」の改正を求める意見書についてを議題といたします。

発議第5号について提出者の説明を求めます。

提出者、17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

発議第5号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」並びに「質屋営業法」の改正を求める意見書について。本来なら読み上げるのが本旨でありますけど、要点説明をさせていただきます。

現在、我が国は超低金利状況下にあるにもかかわらず、出資法の上限金利は年29.2%であり、特例により日賦貸金業者及び電話担保金融は年54.75%、質屋は109.5%など異常なまでに高金利であります。

長引く経済不況を背景に、全国では多重債務者が200万人にも及ぶと推測され、債務者は高金利のために苦しめられ、自己破産、夜逃げ、自殺や強盗などの犯罪の増加といった社会問題を引き起こすに至っています。

このような状況下の中、多重債務者問題解決の根本的方策が求められているところであります。出資法の上限金利については、平成15年7月、やみ金融対策法制定の際、同法施行後3年をめぐりに見直すこととされており、本年6月がその時期であります。

よって、本巣市議会といたしましては、このような多重債務者をなくすため、国会及び政府に対し、出資法の上限金利の引き下げ、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利の廃止、貸金業規制法の「みなし弁済規定」の撤廃及び質屋営業法の質屋特例金利を廃止するよう意見書を提出するものであります。

御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上谷政明君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 安藤重夫君。

○7番（安藤重夫君）

先般、我々の産業建設部会で審査をしたのですが、このグレーゾーンのことはもっともなことで

ありまして、グレーゾーンの金利というところをなくすということにおいて異議はありませんですが、お隣では、お隣のことを気にするというようなことはいかななものかとは思いますが、瑞穂市におかれまして不採択ということで、執行部の方、何か情報おありですか。なぜ、瑞穂は……。お隣を気にする必要は無いと思いますが……。

○17番（大西徳三郎君）

そのことを委員会で質問もあり、私もそのようなことを聞いたんですけど、わからないと。

なぜ瑞穂市が否決されたかはわからないということでしたので、あえてそれより追及はしていないと思いますけど。執行部の方で何かをわかっていたら……。そんな状況でありますので、よろしくをお願いします。

○議長（上谷政明君）

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

発議第5号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第5号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」並びに「質屋営業法」の改正を求める意見書については原案のとおり採択することに決定いたしました。

お諮りいたします。

お手元に配付しましたように、委員会の閉会中の継続審査の申出書についてを日程に追加し、追加日程第3として議題にすることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、委員会の閉会中の継続審査の申出書についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3 委員会の閉会中の継続審査の申出書について（上程・採決）

○議長（上谷政明君）

追加日程第3、委員会の閉会中の継続審査の申出書についてを議題といたします。

給食センター建設用地について調査する必要があるために、文教福祉委員会委員長から閉会中の

継続審査とする旨の申し出書がありました。文教福祉委員会の給食センター建設用地についてを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、文教福祉委員会の給食センター建設用地についてを、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上で、本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これもちまして平成18年第2回本巢市議会定例会を閉会いたします。

11日間にわたり、大変御苦労さまでした。

午前11時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員